

参考資料

1 通知の対象となる行為

景観法第16条第5項に基づき、通知の対象となる行為は、下記に示すとおりです。

[通知の対象となる行為]

行為類型	例	工業・業務地区、平泉文化遺産地区以外の地区	工業・業務地区	平泉文化遺産地区
(1) 建築物 新築	公営住宅の建築等	次のいずれかに該当するもの	次のいずれかに該当するもの	全ての建築物
増築、改築、移転	社会福祉施設（保育園、老人ホーム等）の建築等 学校施設（学校、体育館等）の建築等	・高さ13mを超えるもの ・延べ床面積 ^{*1} 1,000 m ² を超えるもの（増築・改築部分の延べ床面積が200 m ² 以下のものを除く）	・高さ13mを超えるもの ・延べ床面積 ^{*1} 3,000 m ² を超えるもの（増築・改築部分の延べ床面積が600 m ² 以下のものを除く）	延べ床面積 ^{*1} が10 m ² を超えるもの
(2) 工作物（屋外広告物を除く）新設、増築、改築、移転	道路施設（橋梁、トンネル等）の新設等 河川砂防施設（砂防ダム、橋梁、護岸等）の新設等	次のいずれかに該当するもの ・高さ13m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超えるときは、5m）を超えるもの ・築造面積1,000 m ² を超えるもの（増築・改築部分の築造面積が200 m ² 以下のものを除く）		高さ5mを超えるもの又は築造面積が10 m ² を超えるもの（景観重要公共施設は除く）
	擁壁、柵、塀の新設等	高さ5mを超えるもの		高さ1.5mを超えるもの
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路の新設等	高さ20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは、10m）を超えるもの		高さ10mを超えるもの
	自動販売機（屋外設置）の新設等	—		高さ1mを超えるもの
(3) 上記(1)建築物・(2)工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	(1)、(2)と同じ	上記(1)または(2)に該当する規模の建築物・工作物で、行為に係る部分の面積の合計が、建築物・工作物の外観に係る面積の2割を超えるもの（建築物のうち屋根・外壁それぞれの変更新面積が2割を超えるもの）		外観の面積が10 m ² を超えるもの（景観重要公共施設は除く）

行為類型	例	扇状地田園地区、平泉文化遺産地区以外の地区	扇状地田園区	平泉文化遺産地区
		(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	(1)、 (2)の行為のための開発行為、土地の区画形質の変更 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘 公園の整備等 道路の新設、拡幅等	次のいずれかに該当するもの ・生じるのり面又は擁壁 高さ5mかつ長さ10mを超えるもの ・面積3,000㎡を超えるもの
(5) 屋外における土石、廃棄物 ^{※2} 、再生資源 ^{※3} その他の物件の堆積	(1)、 (2)の行為のための工事搬出土、廃棄物、再生資源等の堆積	堆積の期間が90日を超え、かつ、次のいずれかに該当するもの ・高さ5mを超えるもの ・面積1,000㎡を超えるもの	堆積の期間が90日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの ・高さ1.5m ・面積50㎡	
(6) 木竹の伐採 (除伐、間伐、整枝等の木竹の伐採、枯損又は危険な木竹の伐採、自家の生活の用に必要な木竹の伐採、仮植した木竹の伐採、測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採を除く。)	公園等の樹木、街路樹、公共施設敷地内の樹木の伐採	—	次のいずれかに該当するもの ・高さ10mを超えるもの ・伐採面積が300㎡を超えるもの	
備考 ※1 延べ床面積：建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ床面積 ※2 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物 ※3 再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源				

2 景観計画策定の経緯

日程		取り組み・会議等	内容
平成23年度：景観形成基本方針の策定			
平成23年	11月 2日	第1回市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・景観アドバイザー講義 ・景観点検予行演習（えさし蔵まちモール）
	11月16日 ～18日	第2回市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・景観点検 ・意見取りまとめ
平成24年	1月26日	第3回市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の現状と課題を整理 ・重点的に取り組むべき地域の選定 ・各班の検討結果発表
	2月11日	景観シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・景観アドバイザー講演 ・パネルディスカッション ・市民WS員による景観点検結果発表
	3月15日	第1回ワーキンググループ員会議	・景観形成基本方針（素案）の検討
	3月28日	第2回ワーキンググループ員会議	・景観形成基本方針（案）の検討
平成24年度：景観計画（素案）の作成			
	5月24日	第4回市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・重点地区の見直し ・景観重要建造物・景観上要樹木の抽出
	6月11日 ～14日	第5回市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・景観点検 ・意見取りまとめ
	7月 4日	第6回市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・行為制限基準の検討 ・景観まちづくり推進体制の検討 ・景観形成意識啓発方策の検討
	7月25日	第1回景観計画策定委員会、 幹事会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法の概要 ・景観形成基本方針について
	8月 2日	第3回ワーキンググループ員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・行為制限基準内容の検討 ・重点地区候補地の検討 ・景観重要公共施設の検討 ・補助制度（支援策）案の検討
	9月 4日	第4回ワーキンググループ員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・奥州市景観計画（素案）の検討 ・胆沢散居集落の景観形成に対する考え方について
	11月 1日	第2回景観計画策定幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・地区区分と景観形成の方向の検討 ・行為の制限について
	12月19日	第3回景観計画策定幹事会	・景観形成への取り組み、推進方針についての検討
平成25年	1月23日	第2回景観計画策定委員会	・行為制限、景観形成への取り組みについての検討
	2月 9日	景観シンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生絵画コンクール表彰式 ・基調講演 ・景観トーキング
	3月22日	第2回揺籃の地景観審議会	・奥州市景観計画（素案）の検討
	3月25日	第3回景観形成審議会	・奥州市景観計画（素案）の検討

日程		取り組み・会議等	内容
平成25年度：景観計画の策定及び条例の制定			
平成25年	5月13日 ～6月7日	景観計画（素案）パブリックコメント	・意見提出数1人1件
	5月21日 ～24日	第1回住民説明会	・計画策定の背景について ・景観計画（素案）について
	6月26日	第1回景観計画策定幹事会	・住民説明会・パブリックコメントの結果による修正案について
	7月 2日	第1回景観計画策定委員会	・景観計画（案）検討 ・景観条例（案）検討
	7月16日	第3回揺籃の地景観審議会	・景観計画（案）検討 ・景観条例（案）検討
	7月17日	第4回景観形成審議会	・景観計画（案）検討 ・景観条例（案）検討
	8月21日 ～22日	第2回住民説明会	・景観計画（案）について ・景観条例（案）について
	8月27日	第2回景観計画策定幹事会・ 委員会合同会議	・景観計画・条例（案）について
	9月13日	第4回揺籃の地景観審議会	・景観計画・条例（案）について
	9月17日	第5回景観形成審議会	・景観計画・条例（案）について
	9月19日 10月 1日	施設管理者（県、国）との協議	・景観重要公共施設の指定について
	11月13日	都市計画審議会	・意見聴取
	11月19日	議員全員協議会	・景観計画（案）について
	12月13日	景観条例一部施行	
12月18日	事業者説明会	・景観計画（案）について ・届出制度の仕組みについて	
平成26年	1月29日	景観計画の決定	・景観審議会への諮問・答申
	2月 4日	景観計画の告示	
	2月 8日	景観シンポジウム	・風景画、フォコンテスト表彰式 ・基調講演 ・景観トーキング
平成26年度：景観計画の全面施行			
	4月 1日	奥州市景観計画運用開始 奥州市景観条例の全面施行	

3 ワークショップ員、ワーキンググループ員名簿

(敬称略)

平成 23・24 年度ワークショップ員

班編成	No.	振興会等名	氏名
水沢班 A (5名)	1	水沢地区町内会連絡協議会	三浦 光章
	2	奥州市水沢南自治振興会	佐藤 幸市
	3	常盤地区振興協議会	古川 守人
	4	佐倉河地区振興会	吉田 実
	5	公募	萩原 邦夫
水沢班 B (4名)	6	真城地区振興会	佐藤 正美
	7	奥州市水沢区姉体町振興会	後藤 忠
	8	羽田地区振興会	佐藤 静進
	9	黒石地区振興会	菊地 多加司
江刺班 A (5名)	10	岩谷堂地区振興会	熊谷 信行
	11	江刺愛宕地区振興会	及川 岩生
	12	藤里振興会	小澤 光男
	13	玉里振興会	菊池 豊
	14	稲瀬振興会	廣野 雅昭
江刺班 B (5名)	15	田原振興会	及川 ヒロ子
	16	伊手振興会	佐藤 常夫
	17	米里振興会	佐藤 充孝
	18	梁川振興会	菅原 カヨ子
	19	広瀬振興会	昆野 勝男
前沢班 (5名)	20	前沢地区連合振興会	山田 昌夫
	21	古城地区住民協議会	千田 長男
	22	白山地区振興会	鈴木 辰彦
	23	生母地区振興会	吉田 一男
	24	公募	千田 友明
胆沢班 (5名)	25	小山地区振興会	渡辺 イサ子
	26	南都田地区振興会	高橋 詩子
	27	若柳地区振興会	阿部 恵彦
	28	愛宕地域振興会	大槻 福一
	29	公募	千田 美奈子
衣川班 (6名)	30	北股地区振興会	高橋 奉美
	31	南股地区会	塚本 康雄
	32	衣川地区振興会	高橋 厚
	33	衣里地区振興会	千葉 正司
	34	公募	佐藤 もと
	35	公募	矢崎 木綿子

ワーキンググループ員

No.	班編成	所属	部署	役職	氏名
	アドバイザー	岩手大学	農学部	准教授	三宅 論
1	自然 景観 (6名)	水沢地方森林組合	総務課	係長	高橋 厚子
2		NPO法人奥州・いわてNPOネット	—	理事	相澤 富子
3		市民環境部生活環境課	環境係	主任	佐藤 智行 (後藤 拓也)
4		農林部農地林務課	農村整備係	主任	佐々木 雅巳
5		衣川総合支所地域整備課	地域調整係	主任	阿部 哲也
6		教育委員会事務局生涯学習課	社会教育係	係長	菊池 淳
7	農村 景観 (7名)	胆沢平野土地改良区	企画換地課	係長	佐々木 渡
8		岩手ふるさと農業協同組合	総合企画課	課長補佐	小野寺 穰
9		総合政策部政策企画課	企画推進係	主任	佐々木 直樹 (亀井 帝)
10		農林部農政課	農政係	主任	高橋 博幸
11		胆沢総合支所地域整備課	道路河川係	主任	及川 優
12		教育委員会事務局歴史遺産課	調査活用係	主任 学芸員	高橋 千晶
13		農業委員会事務局	農地係	係長	佐々木 治彦
14	市街地 景観 (7名)	社団法人岩手県建築士会奥州支部	青年部会	部会長	菊池 建
15		岩手県屋外広告美術業協同組合 県南支部	—	—	佐々木 勝也
16		NPO法人イーティーシー	—	理事長	及川 純一
17		総合政策部まちづくり推進課	総合交通係	主任	菅野 伸
18		都市整備部土木課	土木係	主任技師 (係長)	菅原 美貴郎 (高橋 浩幸)
19		都市整備部建築住宅課	住宅係	主任	桂田 理華
20		都市整備部下水道課	下水道係	主任	大越 克芳
21	工業・ 業務地 景観 (6名)	奥州商工会議所	振興課	主任	高橋 悦也
22		総務部財政課	財政係	主任	高橋 健一 (及川 康文)
23		商工観光部商業観光課	観光物産係	主任	浦川 敏明
24		水道部工務課	維持係	主任技師 (上席主任技師)	丸山 進一 (高橋 隆敏)
25		江刺総合支所地域整備課	公園係	係長	菊池 要助
26		前沢総合支所地域整備課	公園係	係長 (主任)	三浦 徹也 (織田 巧)

※ () 内は、前任者

4 計画書に写真協力いただいた方々

(敬称略)

- ・ 高橋 貞勝
- ・ 亀井 年明
- ・ 佐藤 良昭
- ・ 遠藤 政美
- ・ 高橋 陸男

5 用語集

[あ行]

用語	主なページ	説明
アダプトプログラム制度	113	アダプト (ADOPT) とは英語で「〇〇を養子にする」の意味で、一定区画の公共の場所を養子にみたくて、市民が里親となって養子の美化 (清掃) を行い、行政がこれを支援する制度のこと。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進める。
意匠	18、38、54	工夫をめぐらすこと。趣向。美術工芸品・工業製品などの形、色、模様などをさまざまに工夫すること。またその結果できた装飾、デザインのこと。
エグネ	7、11、38	散居集落において、冬の季節風から屋敷を守るために家の周囲に植えた防風林のこと。

[か行]

用語	主なページ	説明
かき	40、77	家や庭の区画を限るための囲いや仕切りのこと。生垣等。
キヅマ	7、11、30	薪を積み上げて塀状にしたもので、昔はその量や長さで豊かさを競ったとも言われている。
景観協定	113	景観法 (2004年6月制定、12月施行) の規定に基づき、景観計画区域内の一団の土地の所有者及び借地権者の全員の合意により結ばれた、良好な景観の形成に関するルールのこと。
景観整備機構	111	民間団体や市民による自発的な景観の保全、整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全、整備能力を有する公益法人又はNPO法人について、景観行政団体である県又は市町村が申請を受けて指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度である。
景観地区	113	市町村が都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域に、市街地の良好な景観の形成を図るため地区を設定し、建築物の形態意匠の制限等を定める都市計画である。

用語	主なページ	説明
ケラバ	73	切妻屋根の妻側の外壁から張り出した部分のこと
建築協定	1、115	一定の区域の土地の所有者間等の合意により結ばれた建築に関するルールのこと。建築における最低基準を定める建築基準法では満たすことのできない地域の要求に対応するものである。建築基準法で定められた基準に上乘せすることができる。
高水敷	106	常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されているが、大きな洪水時には水に被る。
護岸	106	水害を防ぐため、河岸・海岸を堤防などで保護・補強すること。また、その施設。

【さ行】

用語	主なページ	説明
再生資源	42、56	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源。
準景観地区	113	市町村が、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域内に良好な景観の保全を図るため、景観地区と同等の制限等を定める地区のこと。
純色	38	マンセル表色系(JIS Z 8721)において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10以上の色のこと。
シンポジウム	21、113	特定のテーマに関して数人が意見を発表し、聴衆と質疑応答を行う形式の公開討論のこと。
散居集落	1、30、89	たんぼや畑のなかに家屋がポツンポツンと離れて建つ集落で、日本の農村の原風景と考えられている。富山県の砺波平野、島根県の出雲平野、そして胆沢平野〔扇状地〕が日本三大散居集落といわれている。
スカイライン	39、76	空を背景として、山や建物などが描く輪郭線のこと。
総二階	74	一階、二階の外壁面の位置が同じもの。
ゾーニング	22、64	都市計画や建築プランなどで、空間を用途別に分けて配置すること。

【た行】

用語	主なページ	説明
地域まちづくり資産	112	奥州市自治基本条例(平成21年奥州市条例第1号)第14条第2項の規定による本市の固有の地域資源その他景観まちづくりに活用すべき本市の固有の財産(有形、無形に限らず、自然環境、歴史文化遺産その他の地域の個性を形成する要素をいう。)のこと。
地区計画	1、115	住民に身近な地区を単位として、住民の合意に基づいてそれぞれの地区の特性に応じたまちづくりを誘導するための計画のこと。
伝統的建築物	73	寺社等、又はそれに準ずるもの。

【な行】

用語	主なページ	説明
延べ床面積	48、71	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 4 号に規定する延べ床面積。
軒	74	屋根の下端で、建物の外壁から張り出した部分のこと。風雨や陽射しを避ける目的で設置する。

【は行】

用語	主なページ	説明
廃棄物	42、71	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物。
鼻隠し	74	軒先の垂木の端を隠すためにつける横に長い板のこと。尾垂れ。
破風	74	屋根の切妻にある合掌形の装飾板。また、それに囲まれた三角形の所。屋根の形式、破風の位置や形によって切妻破風、唐破風、千鳥破風などの種類がある。破風板。
ピロティ	72	建物の二階以上に室を設け、一階は柱を残して吹きさらしにしておく建築様式のこと。また、その脚のような柱のこと。
フォーラム	113	フォーラムディスカッションの略。テーマや趣味など、共通の話題について情報を交換し合う会合のこと。
付属屋	74	建築面積 20 m ² 未満かつ軒高 2.3m未満の建築物。(35 m ² 未満の車庫は除く)
プラスター	73	石膏、漆喰、土などを水で練り合わせ、塗り壁の仕上げに用いる材料の総称。

【ま行】

用語	主なページ	説明
マンセル表色系	38、54、73	アメリカのマンセルが考案した色の表示法のこと。色彩を色相、明度、彩度の三属性に従って規則正しく配列し、それぞれを十進法で示したもの。
まちづくりアドバイザー制度	113	住民、NPO、事業者等及び市町村が協働してまちづくりや景観づくり等を進める際に、県が派遣する「岩手県まちづくりアドバイザー」により専門的な助言を受けることができる制度。
見付面積	38、73	建築物の桁行方向または梁間方向の鉛直投影面積のこと。
モルタル	73	セメントまたは石灰に砂を混ぜて水で練り合わせたもの。外壁塗装、煉瓦積、タイル貼りなどに用いる。

